

計 算 書 類 及 び 附 属 明 細 書

第 21 期

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,944,852	流動負債	4,441,270
現金及び預金	5,448,026	買掛金	2,339,805
売掛金	336,345	リース債務	41,458
有価証券	100,000	未払金	879,167
貯蔵品	36,263	未払費用	5,572
前払費用	10,408	未払法人税等	141,626
立替金	250	未払事業所得税	56,478
未収入金	18,351	未払消費税等	115,706
貸倒引当金	△ 5,307	契約負債	814,389
その他	513	預り金	13,492
		賞与引当金	33,575
固定資産	1,479,107	固定負債	763,863
有形固定資産	832,154	リース債務	39,129
建物	587,818	退職給付引当金	246,553
構築物	30,861	長期預り保証金	478,180
車両運搬具	2,083		
器具及び備品	137,317	負債合計	5,205,133
リース資産	74,073	(純資産の部)	
無形固定資産	32,602	株主資本	2,218,826
ソフトウェア	30,696	資本金	490,000
電話加入権	1,905	利益剰余金	1,728,826
		利益準備金	27,930
投資その他の資産	614,351	その他利益剰余金	1,700,896
投資有価証券	600,000	繰越利益剰余金	1,700,896
長期前払費用	14,281		
固定化営業債権	16,351	純資産合計	2,218,826
貸倒引当金	△ 16,351	負債及び純資産合計	7,423,959
その他	70		
資産合計	7,423,959		

損 益 計 算 書

（ 2 0 2 3 年 4 月 1 日 から
2 0 2 4 年 3 月 3 1 日 まで ）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	6,034,876
売 上 原 価	3,956,536
売 上 総 利 益	2,078,339
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,314,131
営 業 利 益	764,208
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,456
雑 収 入	40,600
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	650
経 常 利 益	805,615
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	4,528
税 引 前 当 期 純 利 益	801,086
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	127,389
当 期 純 利 益	673,697

株主資本等変動計算書

（ 2023年4月 1日から
2024年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純資産 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合 計	
		利 益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
2 0 2 3 年 4 月 1 日 残 高	490,000	27,930	1,027,198	1,055,128	1,545,128	1,545,128
当 年 度 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-
剰 余 金 配 当 に 伴 う 利 益 準 備 金 の 積 立	-	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	673,697	673,697	673,697	673,697
当 年 度 変 動 額 合 計	-	-	673,697	673,697	673,697	673,697
2 0 2 4 年 3 月 3 1 日 残 高	490,000	27,930	1,700,896	1,728,826	2,218,826	2,218,826

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法による減価償却を実施しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物	6～50 年
構 築 物	10～45 年
車 両 運 搬 具	7 年
器 具 及 び 備 品	3～20 年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、(1) ホール、会議室等の管理運営、(2) サービス施設の管理運営を主な事業としております。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。

(1) ホール、会議室等の管理運営

ホール、会議室等の管理運営に係る収益は、主にホール、会議室等の貸出、貸出しに伴う開催支援サービスの提供によるものであり、顧客との契約に基づきこれらのサービスを提供する履行義務を負っております。

当該履行義務は、ホール、会議室等の貸出、貸出しに伴う開催支援サービスの提供を完了した時点において、履行義務が充足され、当該時点で収益の認識をしております。

(2) サービス施設の管理運営

サービス施設の管理運営に係る収益は、主に飲食店、駐車場等のサービスの提供によるものであり、顧客との契約に基づきこのサービスを提供する履行義務を負っております。

当該履行義務は、サービス施設の管理運営サービスを一定期間にわたり履行義務を充足する取引であり、当該期間にわたって収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当年度の費用として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

(固定資産の減損)

1. 当年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	832,154千円
無形固定資産	32,602千円
投資その他の資産	14,281千円

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

(2) 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎としており、事業収益及び施設維持費などの将来予測に当たっては、経営環境の変化に伴う一定の仮定を用いております。

なお、将来予測に当たっては、2029年度まで行われる大規模修繕工事に伴う休館等の影響を考慮した上で、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

(3) 翌年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、当年度の計算書類に計上した有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,314,709千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,171千円
短期金銭債務	2,405,717千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高		
営業取引	売上高	64,265千円
〃	仕入高	244,878千円
〃	販売費及び一般管理費	226,519千円
営業取引以外	雑収入	1,495千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当年度末における発行済株式の数	
普通株式	9,800株
2. 配当に関する事項	
(1) 配当金支払額	
該当事項はありません。	
(2) 基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの	
該当事項はありません。	

(税効果会計に関する注記)

(繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳)

(繰延税金資産)

未払費用	1,565千円
未払事業税	5,869千円
賞与引当金	10,280千円
退職給付引当金	75,494千円
一括償却資産	6,486千円
貸倒引当金繰入否認額	6,631千円
繰越欠損金	801,932千円
その他	909千円
繰延税金資産小計	909,171千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△801,932千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△107,238千円
評価性引当額小計	△909,171千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては定期預金又は安全性の高い債券に限定しております。
なお、デリバティブ取引については行っておらず、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク及びリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社の債権管理に関する内部規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、信用リスクを軽減する方法をとっております。

有価証券及び投資有価証券は、国債・地方債等の債券です。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、国債・地方債等安全性の高い債券等に投資を限定することにより、市場価格の変動リスクを軽減しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、「現金及び預金」「売掛金」「立替金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払事業所税」「未払消費税等」「預り金」について、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券	100,000	99,940	△ 60
(2) 投資有価証券	600,000	597,280	△ 2,720
(3) 固定化営業債権 貸倒引当金*1	16,351 △ 16,351		
	—	—	—
資産計	700,000	697,220	△ 2,780
(1) リース債務*2	80,587	82,139	1,552
(2) 長期預り保証金	478,180	477,305	△ 874
負債計	558,767	559,445	677

*1 固定化営業債権については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

*2 リース債務は、1年内返済予定のものを含めて記載しております。

(注) 1. 有価証券に関する事項

満期保有目的の債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・ 地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・ 地方債等	600,000	597,280	△2,720
	(2)社債	100,000	99,940	△60
	(3)その他	-	-	-
	小計	700,000	697,220	△2,780
合計		700,000	697,220	△2,780

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	336,345	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券（国債・地方債）	100,000	600,000	-	-
立替金	250	-	-	-
未収入金	18,351	-	-	-

(注) 3. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
リース債務	41,458	39,129	-	-

(注). 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

これら債券の時価については、公表された公社債店頭売買参考統計値によっております。

公社債券は証券会社等において店頭取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定して、レベル 2 の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローと、返還予定時期及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定して、レベル 2 の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主

属性	会社等名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	東京都	東京都 新宿区	-	地方行政	51.0% (直接保 有)	-	施設所有者	施設利用料等	65,760	売掛金	1,526
										未収金	1,644
								工事代金立替	67,527	立替金	-
								賃借料	426,397	買掛金	1,680,951
								上下水道料金	44,999	未払金	719,116
										買掛金	5,646

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件を参考にして決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	226,410円84銭
2. 1株当たり当期純利益	68,744円63銭

(収益認識に関する注記)

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(退職給付に関する注記)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

退職給付引当金及び退職給付債務の計算にあたっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	264,852千円
退職給付費用	34,887千円
退職給付の支払額	△53,185千円
退職給付引当金の期末残高	246,553千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	34,887千円
退職給付費用	34,887千円

(資産除去債務に関する注記)

当社は東京都との建物等賃貸借契約に基づき、建物の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間の終期が未定であり、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(その他追加情報の注記)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

令和6年5月31日

株式会社東京国際フォーラム

取締役会 御中

大光監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士
業務執行社員

亀岡保夫

代表社員 公認会計士
業務執行社員

中野昌宣

監査意見

当監査法人は、株式会社東京国際フォーラムの2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。